

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○平委員長 次に、太田和美君。

○太田（和）委員 民進党の太田和美でございます。

本日は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律案について質疑をさせていただきたいと思っております。

さて、土対法が制定されてから十五年、前回の改正から五年を経て、今回の改正となりますが、今回の改正案には、操業を続けているなどの理由により調査が猶予されている工場と事業所で確実に調査が行われるようにするための規制の強化の部分と、人が住まない工業地や基準不適合が自然由来による土壌は同一地層のほかの区域への移動も可能とする規制の緩和の部分があるかと思っております。

そこで、まずは、この規制緩和の方についてお伺いをさせていただきたいと思いますが、私の出身千葉県には、千葉市、市原市、木更津市に広がる

る京葉臨海コンビナートがあります。京葉臨海コンビナートは、石油、石油化学の企業群が四つの鉄鋼製鉄所、五つの火力発電所、一つのLNGの基地が立地している世界最大規模のコンビナートでございます。現在は、約六千ヘクタールの敷地に二百三十七の企業群が集積しています。また、環境との調和を図るために、住宅地などと隔離して、緑豊かなコンビナートを形成しています。

しかし、そこには、以前から、濃度が比較的低いのですけれども、自然由来または埋立材由来の汚染土壌が広く存在しています。人的由来のものと同様に、都道府県知事の許可を受けた汚染土壌施設での処理が義務づけられていると思っておりますけれども、これらを区域外に搬出する場合は、事前に都道府県知事に届け出をして、汚染土壌処理施設で処理をする必要がございました。このため、同一の地層で近隣の同様の区域への搬出も制限されておられ、活用が難しいだけではなく、近隣での仮置きができず、工事の利便性が悪い等々の課題がございました。

この京葉臨海コンビナートの企業にとつては、例えばですけれども、一つの区域からもう一つの区域に汚染土壌を一時的に移動させたくとも、この規制により移動が制限され、工事などが速やかに進まないといった非効率的な問題を抱えておられます。そのため、千葉県や、そして千葉市から等が出ておりました。

そこで、お伺いをさせていただきたいんですけ

れども、人が住まない工業地や自然由来の汚染土壌に対する規制を今回緩和することになったと思うんですけれども、緩和することについて、どのような考え方で今回改正を行うのか、その基本的考えについてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

○高橋政府参考人 お答えいたします。

まず、臨海部の工業専用地域でございますけれども、地下水の飲用や土壌の直接摂取の可能性がなく、埋立材や自然由来による汚染土壌のみが広がっているという場合につきまして、そういう場合には、土地の形質変更に伴う健康リスクは低いというふうに考えてございます。

このため、そのような要件を満たす土地の形質変更が、あらかじめ都道府県知事の確認を受けた土地の形質変更に係る方針に基づいて行われる場合には、これまで、現行法では、工事ごとに事前に届け出を行う必要がございますけれども、改正後は、年一回程度の事後届け出でよしとするということを考えてございます。

また、自然由来の土壌でございますけれども、御指摘がございましたように、汚染物質の濃度が比較的低く、かつ同一地層に広く存在をしているというところでございますけれども、これも、現在、形質変更時要届出区域に指定をされますと、その区域の外に搬出する場合には、人為汚染の土壌と同様に、汚染土壌処理施設での処理が義務づけられてございます。

このため、自然由来土壌が同じように存在する近隣の場所であっても、その場所に移動して仮

置きなどできないということで、工事に支障が出ているという指摘がございますことから、同一の地層の自然由来等の土壌がある他の区域への移動を可能にするということを考えてございます。

なお、これらにつきましては、平成二十七年に閣議決定をされました規制改革実施計画の中で、自然由来物質に係る規制のあり方について、「人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得る。」ということが定められてございます。これを踏まえて行うものでございます。

○太田（和）委員 ありがとうございます。

大規模な施設、プラント建設の計画がある事業者にとりましては、土壌汚染に関する規制が余り強いと、土壌の調査費用を費やす期間、さらに土壌処理にかかるコストなど、投資の足かせになるという意見があります。

コストは企業にとりまして確かに重要なファクターであります。よって、自然由来の汚染土壌の規制を緩和することは、掘削工事や、特に土壌搬出に係る作業の効率がよくなるだけではなく、コストの削減も可能となるため、結果的には、企業にとっては経済的なメリットが多いかと思っております。よって、いわゆる人の住まない地域では、自然由来の汚染土壌の規制を緩和することは経済面からも合理性があると言えらると思っておりますが、ただし、汚染土壌の管理の仕方や保管方法、移動させるときの基準などについては厳格な基準を定めるべきであるというふうに考えます。また、そこで働く作業員の方々、そして汚染土壌に起因する健

康被害に遭わぬよう万全な防護措置を講じなければならぬと思っております。

今回の改正では事前の届け出は必要となりますが、これについては全く懸念がないとは言いきれません。しかし、火山国でもある我が国にとつては、歴史的にも広い地域に低濃度の自然由来の汚染土壌が実在していることも事実のようですし、多額の費用を費やして一部の地域だけの汚染土壌を除去したとしても余り合理性はないという意見も多く聞かれました。

諸外国の例を見ますと、一概には比較できないんですけれども、自然由来とそして人的由来の土壌汚染は区別されていたりします。それに比べ、まだまだ日本は画一的な規制になっているのではないかと思いますけれども、そこで、お伺いをさせていただきたいと思っております。

我が国における土壌汚染対策法は、諸外国のものと比較したときに、規制が強いというふうに言えるのでしょうか。環境省としてどのように分析をされているのでしょうか。また、自然由来の土壌汚染の規制についてはどのような方向で今後も検討していくおつもりなのか、お答えをお願いしたいと思います。

○高橋政府参考人 お答えいたします。

諸外国の規制でございまして、環境省では、今回の法律の見直しの参考とするために、平成二十八年に諸外国における土壌汚染対策制度の比較調査というのを行いまして、具体的にはドイツ、オランダ、イギリス、アメリカでございまして、実際に聞き取りも含めて調査をさせて

いただきました。

それによりますと、各国それぞれ土壌汚染対策に関する法制度を持っておりましてけれども、それぞれ相当仕組みが異なっております。なかなか単純にどちらが規制が強いかというのを比較することはちょっと難しいというところでございまして。

なお、御指摘のございました自然由来土壌の扱いでございましてけれども、他の国でも、土壌に含まれる有害物質の種類や濃度に応じて、そういう自然由来の比較的濃度の低い土壌について、道路でございましてか土木構造物、こういうものに使用することを可能にしているという例が見られてございます。

今回の私どもの改正法案におきましても、自然由来の土壌につきまして、都道府県による確認を受けた上で、同様の汚染状態で同一地層にある他の管理された区域において埋め戻し等への利用を可能にするということを考えてございまして、先ほど御指摘がございました技術的な基準もいろいろふりに考えております。

○太田（和）委員 大臣にお尋ねさせていただきます。

今お話をさせていただいていました自然由来の土壌汚染については、二十一年の改正以前は法の対象外でありました。しかし、二十一年の改正によつて、自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壌について規制が創設されました。それは、健康被害の防止の観点からは、それが自然由来な

のか人的由来なのか、人への健康のリスクがそれと同じであることから、区別する理由がないため、法の対象とすることとされたのだというふうに思います。

よって、人が住まない地域はともかくとしても、自然由来の汚染土壌に対する規制緩和については、合理性はある程度理解はできるんですけども、人の健康被害という観点では疑念がちよつと払拭できません。

ですから、基準不適合の自然由来等による土壌は、近隣の同様の区域への搬出も今までは認められなかったという経緯だったんだと思うんですけども、こうした経緯からも、人の健康被害のリスクについて大臣に確認をさせていただきたいと思えます。

規制を緩和するということは、人への健康被害のリスクがないということが前提であるかと想定しますが、では、どのような知見から、またはどのような調査や検討を行ってこの結論に至ったのか。人の健康に被害はないというふうに結論づける根拠や理由についてお答えいただければというふうに思います。

○山本（公）国務大臣 今回の事後届け出の特例では、人為由来の汚染があるとわかっている土地は対象外とした上で、あらかじめ土地の形質の変更に係る方針を定めて、都道府県知事の事前確認を受けた場合に限り特例の対象にすることといたしております。

また、自然由来等土壌の移動の特例については、地層が同一である土地等の条件を満たしており、

かつ、既に法に基づく区域の指定が行われ管理されている土地に限定した上で、都道府県が搬出元や受け入れ先における工事方法の確認を行うことといたしております。

加えて、土壌の搬出の際には、運搬基準の遵守や管理票による移動の管理が義務づけられることから、汚染の拡散リスクが高まるようなことはないと考えております。

○太田（和）委員 ありがとうございます。

土壌汚染対策法の目的は、やはり国民の健康の保護にあると思います。

過去に起きたいろいろな公害被害などがあると思いますけれども、イタイイタイ病だとかいろいろな公害被害がありますけれども、そういうものというのは、やはり自然由来にプラスして人的由来の産業廃棄物などが流出して加わり、甚大な被害が発生したというふうに思います。よって、人への健康被害が絶対に起きないように、本来であれば万全な予防対策が必要だというふうに考えます。土壌汚染対策についての国民の関心は非常に高いというふうに言えますし、よって、今回の改正内容についても、国民が安心して納得のいく説明がなされるようお願いをしたいというふうに思います。

今は規制の緩和の部分についてお尋ねをしていますが、次は、規制の強化の部分についてお伺いをさせていただきたいと思えます。

本改正案では、調査が猶予されている施設の土地の利用の方法変更についてだけでなく、土地の形質変更を行う場合にも都道府県知事への届け

出対象として、都道府県知事は土壌汚染状況調査を命ずることとしています。

改正後に届け出対象となる企業は、大手だけではなく中小企業も工場等も対象となります。しかし、土壌汚染調査に要する費用は、決して安価なものではありません。よって、小規模の事業者にとっては、とてつもなく大きな負担ともなります。また、コストの負担だけではありません。調査には時間も要しますし、こういったことから経営を圧迫する可能性もあります。

そこで、政府参考人の方にお伺いさせていただきます。調査費用に多大な費用負担がかかるため、環境対策等を含めた設備投資欲がそがれる可能性が生じるのではないかと思えますけれども、これに関して環境省の見解を伺いたいと思えます。

また、中小企業等に対する支援策について、その現状と今後の対応についてもお伺いをさせていただきます。

○高橋政府参考人 お答えいたします。

先ほどもちよつと話題に出ましたけれども、低コスト、低負荷型の土壌汚染調査対策技術検討調査というのを実施してございまして、実証試験段階にある低コスト、低負荷型の技術を公募し、当該技術の実証試験の支援、評価を行うということで、民間企業等の持っている技術の実用化を促しております。

こういうことによりまして、中小事業者の方にとっても過大な負担にならないような調査、対策ができるような低コスト、低負荷型の技術の開発、

実用化、あるいは普及というものの促進をまず図っていきたくと考えてございます。

加えて、特に調査費用の削減ということもございますけれども、土壌汚染対策に関する調査につきましては、その土地がどういう利用をされてきたか、そういう利用状況を把握した上で、全ての物質を同じように調査するというのではなくて、使用が確認された物質のみを対象に絞って、また、調査する範囲も、形質変更を行う範囲にできるだけ限定をして、効率的に調査を行うということも大変重要でございますので、そういうことを通して、調査が過大にならないような、そういう実施方法がなされるように、その辺も工夫をしてみたいというふうに考えております。

○太田（和）委員 中小企業にとっては、操業を継続する上で、過剰な規制は土地の有効利用に大きな支障が生じる可能性もありますし、調査費用がかさむだけではなく、きちんとした汚染拡散措置を講じていたとしても、汚染が存在する区域と認知されることで土地の担保価値も下落するなど、風評被害に遭うようなリスクも負います。

今回の規制は必要とは思っておりますけれども、しかし、規制強化により中小企業の経営を圧迫せぬよう対策を講じる必要があると思っておりますので、中小企業に対する支援策についても今後さらに検討していただくように要望をさせていただきたいと思っております。

次に、平成二十一年の改正の附帯決議について、大臣の方にお尋ねをさせていただきたいと思っております。

この二十一年の改正の附帯決議については、第五項に、土壌汚染の現状に鑑み、未然防止措置について早急に検討を進めるとともに、工場等の操業中の段階から計画的に土壌汚染対策に取り組むための措置を検討すること、また、土壌からの揮発経路による摂取リスクについても科学的知見を深め、土壌汚染による生活環境や生態系への影響の実態把握に努めることとあります。

今回の改正では、土壌汚染調査が猶予されている土地においても、形状変更時に届け出をするこの土地において、調査を負わせるものとされていますけれども、本来であれば、この点はもつともつとさらなる規制強化が私は必要ではないかなというふうに思っております。

というのも、そもそも、有害物質使用施設、その施設自体は数万件あるとされています。その施設自体の多くは、その土地は汚染が存在している可能性が高いというふうに言われています。また、有害物質使用施設の廃止件数は約一万件ぐらいに上るのではないかなというふうにならざるお聞きいたしましたけれども、しかし、環境省のホームページにもありました、土壌汚染調査、対策事例数というのが、平成十五年から二十五年までの累計がたったの約四千件だけでありました。

こういったことから、やはりここはもつと規制を強化して、土壌汚染状況の調査の実施対象をもつとさらに拡大していくべきではないかなというふうに思います。「工場等の操業中の段階から計画的に土壌汚染対策に取り組むための措置を検討すること。」と附帯決議にもありますし、この

改正内容は形質変更時というふうにされていきますが、ここはもつと強化をするべきではないかなというふうに思いますけれども、御見解をお伺いさせていただきますかと思っております。

○山本（公）国務大臣 現行の土壌汚染対策法においては、土壌汚染による人の健康被害のおそれがある一定の契機を捉えて、土地所有者等に土壌汚染状況調査を義務づけております。

現行法では調査義務がないものの、土壌汚染がある可能性が高い土地としては、廃止したものの調査が猶予されている土地や有害物質使用特定施設が操業中の土地が想定されます。こうした土地では、形質変更時には健康被害のおそれが生じることが懸念をされます。

このため、改正法案では、調査を猶予されている土地についても、形質変更を行う機会を捉えて、調査を義務づけることといたしました。

加えて、施設が操業中の土地についても、規模要件を定めている省令を改正し、調査の実施対象となる土地を拡大することを検討してまいります。

○太田（和）委員 ありがとうございます。

今回の改正でも、土壌汚染状況調査の実施対象が拡大されたということで、一定の評価をさせていただきますかと思っておりますけれども、今後さらに、こういった状況を見た上で、もつと汚染状況の調査の実施を広げていただけるように要望をさせていただきますかと思っております。

次に、土壌汚染調査を行う指定調査機関についてお伺いさせていただきますかと思っております。土壌汚染調査を行う指定調査機関には、技術管

理者を置くことが義務づけられております。そして、その技術管理者は、環境省が実施する技術管理者試験に合格した専門性の高い技術者たちであります。

平成二十一年改正以降、土壤汚染対策法に基づく年間の土壤汚染状況の結果の報告件数は二倍以上には増加をしています。こういった状況の中で、技術管理者の人材確保が重大な課題となっていると思いますけれども、本改正により、土壤汚染状況の調査の実施対象となる土地がさらに拡大することが見込まれている中で、さらに人材が必要となってくるというふうに思います。

課題は人材確保だけではありません。質の向上も重要だと思えます。調査を実施する指定調査機関の技術管理者には一定の技術的能力が求められていると思いますが、なぜならば、土地に対する土壤汚染対策の方針が土壤汚染状況調査の結果に応じて左右されるからです。

そこで、政府参考人にお伺いをさせていただきたいと思えますけれども、技術管理者や若手技術者の数は、現在、土壤汚染調査の実施の需要に合ったものとなっているのでしょうか。また、本改正により調査対象が拡大されると見込まれている中、どのようにして技術管理者の人材不足を解消していくのでしょうか。さらに、調査結果の信頼性向上のためにも、技術管理者の育成に当たっては、質を担保する面でどのような措置を講じていくのでしょうか。

今後の取り組み方針とその内容についてお伺いをさせていただきたいと思えます。

○高橋政府参考人 土壤調査の信頼性の確保のために、指定調査機関、大変重要だと思っております。

現在、この土壤汚染状況調査を実施する指定調査機関でございますけれども、およそ七百社余りが指定をされてございます。これに対して、技術管理者証の交付を受けている者は現在約二千三百名余りということでございます。私どもがこの調査機関に行ったアンケート調査におきましても、指定調査機関が技術管理者の人材不足というのを課題として考えているということがわかってきてございます。

このためでございますけれども、現在の制度では、この技術管理者試験を受験する際には、受験をする前に一定の実務期間が求められておりますけれども、若手技術者もつと受験をしやすくなるように、今後、実務経験がない若手技術者であっても、試験の合格後に実務経験を積み技術管理者になれるというようなことも検討をしていきたいと考えてございます。

また、技術管理者や技術者の育成を図るために技術管理者の更新をするわけですが、その更新の講習の内容を充実するなどによりまして、質の高い技術者の育成にも努めてまいりたいと考えております。

○太田（和）委員 ありがとうございます。

調査結果の信頼性が確保されるためにも、適正な人材確保と質の向上に向けて、忘れることなく、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。次に、土壤汚染による生活環境や生態系への影

響の実態把握についてお伺いをさせていただきたいと思えます。

土壤汚染がもたらす影響としては、人の健康への影響のほかにも、生活環境や生態系への影響があるというふうに考えられます。具体的には、悪臭等による不快感や地下水の油膜による生活環境への影響、魚介類、食物、農産物等を通じた生態系への影響などがあります。

現行の土壤汚染対策法は、国民の健康の保護のみとその目的を限定しているかと思えますが、生活環境や生態系の保全が目的に含まれていません。その理由としては、当時は土壤汚染が生活環境や生態系に与える影響についての科学的知見の蓄積が十分になかったというふうにもお聞きいたしました。

諸外国における土壤対策制度について見てみますと、アメリカの土壤汚染対策法に当たるスーパーファンド法では、人の健康の保護、生活環境保全、そして生態系保全、この三つを規制の目的とされています。また、英国でも、法律の目的が、人の健康保護、そして周辺環境や生態系への影響とされています。諸外国では、我が国と異なり、その法の目的や保護対象が広く捉えられていると思えます。

我が国は生物多様性条約にも批准していますし、批准しているということは、生物多様性は国家戦略に位置づけられているということでもあると思えますので、よって、この土壤汚染対策については、自然環境局とは連携を図っていく必要があるのではないかと考えます。

そこで、大臣にお伺いをさせていただきたいんですけども、土壌汚染による生活環境や生態系への影響の実態把握は行われたのでしょうか。実施されたのであれば、それはどのような調査や研究で、どういった結果があったのでしょうか。また、諸外国の動向を踏まえると、法の目的規定に生活環境保全や生態系保全についても規定をする必要があるのではないかというふうに考えますけれども、大臣の見解をお伺いさせていただきたいと思えます。

○山本（公）国務大臣 平成二十一年改正時の附帯決議を受けまして、土壌生態系への影響に係る指標や評価方法等に関する情報を収集、整理いたしました。

我が国において土壌生態系を保全管理する枠組みや技術的手法の検討を進めるためには、国内のさまざまな汚染サイトにおける実態把握や土壌動物を対象とした毒性データ等が不足をいたしており、また、生態系への影響を考慮した対策の必要性も含めて、法に位置づけるには検討課題が多く、引き続き情報収集に努めてまいりたいと思っております。

また、生活環境への影響としては油汚染が考えられますが、その対策については、環境省が策定したガイドラインに基づいて土地所有者等による対応が図られており、引き続き適切な対策を進めてまいります。

○太田（和）委員 ありがとうございます。

先週も、カルタヘナ法の改正の質疑のときにも申し上げましたけれども、大臣の思いとは少し違

っているのかもしれないけれども、どうも政府は、この生物多様性に関して関心が薄いのではないかなというふうに思えます。

自然由来による低濃度土壌汚染対策の規制が緩和されるきっかけは、自治体や産業界からの要望もありまして、政府に置かれていた規制改革会議で議論されたことからスタートしたというふうにお伺いをいたしました。こうした自治体や産業界の要望はすぐ検討しますけれども、前改正の附帯決議の内容や条約にかかわる内容は、ちよつと検討がおくれているのではないかなというふうに指摘をさせていただきたいと思えます。

我が国は、国連サミットのSDGs、アジェンダの生物多様性の進捗に関して、ただでさえ達成にはほど遠いというレッテルが張られてしまっており、世界からこの点について評価が低いのが実態であります。

大臣と、あと環境省にももつともつと頑張っていたいただきたいということを、強くその点を申し上げます。

次に、民法改正と土壌汚染の土地の瑕疵担保責任について、法務省にちよつとお尋ねをしたいと思えます。

土壌汚染に関する地方自治体の条例なども制定され、土壌汚染についての国民の関心が高まることから、土地取引に伴って土壌汚染が判明して、当事者間で解決できない場合には、土壌汚染の裁判の手段がとられるということが多くなっております。また、この土壌汚染を瑕疵とみなして、その汚染土地の売り主の瑕疵担保責任を追及する

ケースも多いというふうに承知しております。

瑕疵担保責任は、その土地売買契約等の内容にもよりますが、土地取引に伴う土壌汚染の瑕疵担保責任が問題となる事例は後を絶たないというふうに思われますが、今回の民法改正、大改正、大改正というのが今行われているかと思うんですけれども、その瑕疵担保責任の条項が改正され、引き渡された目的物に契約不適合がある場合、買い主は売り主に対して、目的物の補修などの契約履行の追完を請求することができるとされています。

そこで、民法改正と土壌汚染の土地の瑕疵担保責任について、法務省にお聞きしたいと思います。

今回の百二十年ぶりの民法大改正には瑕疵担保責任の条項の改正が盛り込まれていますが、汚染土地の取引をめぐる土壌汚染で瑕疵担保責任追及に与える影響というのはあるのでしょうか。お答えをお願いしたいと思います。

○金子政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘のありました民法の一部を改正する法律案ですが、これは平成二十七年、第百八十九回国会に提出、現在も御審議いただいているところですが、この法律案におきましては、債権関係の規定につきまして、取引社会を支える最も基本的な法的インフラである契約に関する規定を中心に、社会経済の変化への対応を図るための見直しを行うとともに、民法を国民一般にわかりやすいものにするという観点から、全面的な見直しを行うことしております。

売買の瑕疵担保責任についても、その要件や効

果について見直しを行っております。

例えば、現行の第五百七十条の瑕疵という要件につきましては、その用語自体が難解であることに加えまして、判例は、その実質的な意味を、契約の内容に適合しないことであると解釈しております。したがって、客観的に多少の傷などがありまして、契約の内容に適合する限り同条の瑕疵はないと扱われるなど、現在の文言のままではかえって誤解を招くおそれがあります。

そこで、民法改正案では、この瑕疵という要件を、端的にその具体的な意味内容をあらわすものに改める趣旨で、「引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない」としております。

また、現行法におきましては、今委員からも御紹介ありましたが、売り主が契約不適合のものを引き渡したという場合に、買い主は損害賠償の請求それから契約の解除をすることができるということは明らかですが、これに加えて、目的物の修補等の請求それから代金減額請求をすることができるといふことにつきまして、判例の立場も明瞭ではない現状にございます。

そこで、民法改正案におきましては、買い主は損害賠償の請求及び契約の解除のほか、その修補等の履行の追完の請求それから代金の減額の請求をすることができるとを明らかにしております。このように、民法改正案におきましては、売買における瑕疵担保責任の要件や効果について見直しが行われているため、御指摘のとおり、売買の

目的物である土地に土壤汚染があり、売り主が契約の内容に適合した目的物を引き渡したと言えないとして買い主が売り主の責任を追及するケースにおきまして、ただいま御説明申し上げたような一定の影響を与えることになるものと認識しております。

○太田（和）委員 法務省さん、ありがとうございます。

なぜこういうことをお尋ねしているのかといいますと、今回、土壤汚染の裁判の事例というのが非常にふえてきている一つの原因として、これは私の考えなんですけれども、土壤汚染対策はいわゆるPPPの原則というのが明確にされていないからではないかなというふうにちよつと思つたわけです。

一九七五年版の環境白書にありますが、我が国では、公害防止のために必要な対策をとつたり汚染された環境をもとに戻すための費用は汚染物質を出している者が負担すべきというPPPの考え方を受け入れております。すなわち、汚染者の責任を明確にして、その費用は汚染者が負担することとされておりまして、これまで起きてきた数々の公害被害対策においては、この原則というものが適用されてまいりました。

しかし、土壤汚染対策においては、土地の所有者が対策にかかる費用や責任を負うことというふうになつております。PPPの原則からすると、汚染原因者が負担や責任を負うべきではないかなというふうに考えます。

そこで、大臣にお伺いをさせていただきたいの

は、土壤汚染対策法では土地の所有者が対策に係る費用や責任を負うこととなっておりますが、どのような理由からこのようになったのかということ。そして、PPPの原則からしますと、今お話しさせていただいたように、汚染の原因をつくつた者に負担や責任を負わせるべきではないかなというふうに考えますけれども、大臣の御見解をお伺いさせていただきますか。

○山本（公）国務大臣 土壤汚染対策法は、土壤汚染による健康被害を未然に防止するため、土壤汚染のおそれのある土地について、汚染の調査と汚染の除去等の措置を適切に講じ、早急にリスクの低減を図ることを目的とするものでございます。このため、汚染の調査は、汚染の有無や原因者が不明の段階で行うものであることから、土地所有者等に実施していただくこととしておりますが、汚染の除去等の措置は、汚染原因者が明らかない場合には汚染原因者が実施することとするともに、土地所有者が措置を実施した場合には汚染原因者に費用を請求することができるといたしております。

このように、土壤汚染対策法は汚染者負担の原則に即していると考えております。

○太田（和）委員 ありがとうございます。

諸外国でも、土壤汚染制度には、法律上の責任として遡及責任、連帯責任などが問われています。多くの国は、土地所有者のみが責任を負うのではなく、汚染責任者などにより過去の所有者や創設者にも遡及責任が課せられています。

今大臣がお話をさせていただいたように、汚染者

が不明だった場合ということで、明らかな場合は汚染者に求償をすることができるということで、実質的にはPPPの原則に沿っているということでございましたけれども、土壌汚染対策法の、まず原則としてもっとPPPの原則が、所有者というのがちよっと前面に出てしまっているものから、でも、一義的には、やはり原則としては汚染者に負わせてというものをしっかり書いた上で、それで、それが不明だった場合には土地所有者にという、その二段階目に来るべきではないかなというふうに思いました。

このPPPの原則をもっとわかりやすく明確にすれば、売り主と買い主の間で、売り主が悪いんだ、買い主が悪いんだ、どっちの責任だというような裁判での争いが後を絶たないということもありますので、瑕疵担保責任の、汚染土地の取引をめぐる訴訟が少しでも減ってくるのではないかなというふうに思いました。

いずれにしても、土壌汚染対策の法律は、アメリカでは一九八〇年に制定され、欧州各国では八〇年代後半から九〇年代にかけて制定されたというふうにお聞きをいたしました。

一方、我が国においては、二〇〇二年に制定がされ、二〇〇三年二月から施行されました。

諸外国と比べても約二十年のおくれがあるわけでありますので、制度面や規制の有無などについてもまだまだ検証をして、実態を踏まえて進歩させていかなければならないというふうに思っております。引き続き、他国に負けないような法律になつていくように、調査検討を行っていただきました。

いと思えます。

では、もう少し時間がありますので、次に、土壌から大気中に揮散した特定有害物質の摂取リスクについてお伺いをさせていただきたいと思えます。

ベンゼンなどの揮散性のある特定有害物質による土壌汚染地で土地の形質変更等が行われる場合には、大気汚染のおそれがあり、揮散防止することが必要なことから、現在は揮散防止措置が定められています。

政府参考人にお伺いさせていただきますが、揮散性のある特定有害物質による土壌汚染地において、大気環境における濃度の測定データのさらなる集積等を実施して、大気中に揮散した特定有害物質の摂取リスクについても科学的知見を集積していくことが必要と考えますけれども、いかがでしょうか。

○高橋政府参考人 お答えいたします。

ベンゼンなどの揮散性の有機化合物につきましては、これまでの調査におきましても、土壌汚染地を掘削する場合に、揮散をして大気汚染を引き起こすおそれがあるということが確認をされてございます。このため、土壌汚染対策法におきまして、汚染地の掘削の際に揮散防止対策を義務づけておるところでございます。

他方、汚染土壌が存在する、そういう状況におきまして、揮散性有機化合物による大気汚染が生じたという事例はこれまでのところ確認をされてございませんけれども、土壌汚染地における揮散経路の摂取リスクというものにつきましては、引

き続き科学的知見の集積に努めてまいりたいというふうにご考えております。

○太田（和）委員 ありがとうございます。

もう一分ぐらいあるので、では最後に一問させていただきます。

人への健康被害のリスクについてお伺いをさせていただきます。

本改正案では、都道府県知事による土壌汚染に関する情報収集事項として、土壌汚染による人の健康に係る被害が生じるおそれに関して情報は追加することというふうにございました。

そこで、ちよっと政府参考人にお伺いさせていただきます。人々の健康に係る被害が生じるおそれに関する情報を新たに情報収集事項として追加した趣旨について確認をさせていただきます。あわせて、新たな情報収集事項とは具体的にはどのような情報のことを指すのでしょうか。

○高橋政府参考人 お答えいたします。

今回の情報収集の規定でございますけれども、これは、土対法のもとで調査をして汚染が見つかりますと区域指定をするわけでございますけれども、その際に、要措置区域というのと形質変更時要届出区域という二つの区域がございます。

このどちらに指定するかにつきましては、有害物質の摂取経路があるかないかということで判断されるわけでございますけれども、その際に、非常に重要な経路として地下水経路の経路がございますけれども、この地下水経路の摂取経路があるかどうかというのは、要は、土地の周辺に飲用井

戸があるかどうかということ判断をされるということでございます。この地域指定の際に、飲用井戸があるかどうかということ把握することが大変重要でございます。

他方で、これまで飲用井戸があるかどうかについての情報収集がなかなか難しいという実態がございます。また、今回、都道府県知事による飲用井戸の適切な把握を促すべく、都道府県知事は人の健康に係る被害が生ずるおそれに係る情報の収集に努めるよう規定をすることによって、飲用井戸に関する情報の収集を促すということが趣旨でございます。

○太田（和）委員 ありがとうございます。

終わります。ありがとうございます。

○平委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十時五十八分休憩

